

道路運送車両法施行規則改正案

現 行	改正案
<p>(自動車登録番号標の取付け位置)</p> <p>第七条 法第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第五項並びに法第二十条第四項の規定による自動車登録番号標の取付けは、自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に<u>行うものとする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。</u></p> <p>(自動車登録番号標等の表示)</p> <p>第八条の二 法第十九条の規定による自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号の表示は、自動車の運行中自動車登録番号が判読できるように、自動車登録番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付けることによつて行うものとする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。</p>	<p>(自動車登録番号標の取付け位置)</p> <p>第七条 法第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第五項並びに法第二十条第四項の規定による自動車登録番号標の取付けは、自動車の前面及び後面の見やすい位置（<u>貨物の運送の用に供する車両総重量七トン以上の普通自動車の後面に取り付ける自動車登録番号標にあつては、告示で定める位置</u>）に<u>確実に</u>行うものとする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。</p> <p>(自動車登録番号標等の表示)</p> <p>第八条の二 法第十九条の規定による自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号の表示は、<u>自動車の運行中自動車登録番号が判読できるように、次の各号に掲げる要件を満たして行うものとする。ただし、三輪自動車、非牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。</u></p> <p>一 <u>自動車登録番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付けること。</u></p> <p>二 <u>自動車登録番号の全部又は一部を覆うカバーを用いないこと</u></p>

(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の車両番号標の表示位置)
第四十三条の七 法第七十三条第一項で定める位置は、次の通りとする。

- 一 三輪の検査対象軽自動車若しくは被けん引自動車である検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車にあつては、その後面の見やすい位置
- 二 前号に掲げる検査対象軽自動車以外の検査対象軽自動車にあつては、その前面及び後面の見やすい位置

(新設)

(検査対象外軽自動車の車両番号標の表示位置)
第六十三条の八 法第九十七条の三第二項において準用する法第七十三条第一項の国土交通省令で定める位置は、検査対象外軽自動車の後面の見やすい位置とする。

(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の車両番号標の表示)

第四十三条の八 法第七十三条第一項の車両番号標の表示は、自動車の運行中車両番号が判読できるように、次の各号に掲げる要件を満たして行うものとする。

- 一 車両番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付けること。
- 二 車両番号の全部又を一部を覆うカバーを用いないこと

(新設)

(車両番号標の領置等)

第六十三条の九 (略)

(検査対象外軽自動車の車両番号標の表示)

第六十三条の九 法第九十七条の三第二項において準用する法第七十三条第一項の車両番号標の表示は、自動車の運行中車両番号が判読できるように、次の各号に掲げる要件を満たして行うものとする。

- 一 車両番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付けること。
- 二 車両番号の全部又は一部を覆うカバーを用いないこと

(車両番号標の領置等)

第六十三条の十 (略)